

平成19年3月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会資料

(議案第2号～議案第13号)

岡山県後期高齢者医療広域連合条例(平成19年2月専決処分)の概要 P 1

(議案第15号～議案第31号)

岡山県後期高齢者医療広域連合条例(平成19年3月制定・一部改正 予定)の概要 P 5

(議案第34号)

岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について P 10

平成19年3月28日

岡山県後期高齢者医療広域連合

岡山県後期高齢者医療広域連合条例（平成19年2月専決処分）の概要

議案番号	条例名	趣旨	主な内容	制定根拠	頁
第2号	岡山県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例	広域連合の休日について必要な事項を定める。	広域連合の休日 ①日曜日及び土曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③12月29日から1月3日までの日	地方自治法第4条の2 地方公共団体の休日は、条例で定めることとされている。	P 2
第3号	岡山県後期高齢者医療広域連合公告式条例	広域連合の条例等の公布に関し必要な事項を定める。	条例及び規則等の公布は、広域連合事務所の掲示場に掲示して行う。	地方自治法第16条第4項 条例の公布に関し必要な事項は、条例で定めることとされている。	P 5
第4号	岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員条例	監査委員に関し必要な事項を定める。	監査及び検査の事前通知と、結果等の公表及び告示 (公告式条例の規定を準用)	地方自治法第202条 監査委員に必要な事項は、条例で定めることとされている。	P 9
第5号	岡山県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例	広域連合長の権限に属する事務を処理するため、直近下位の内部組織の設置について定める。	事務局を設置する。	地方自治法第158条第1条 長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めることとされている。	P12
第6号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例	広域連合の職員の定数に関し必要な事項を定める。	職員の定数 ①広域連合長の事務部局 22人 ②議会の事務部局 6人 ③選挙管理委員会の事務部局 6人 ④監査委員の事務部局 6人 (②～④は、①の職員を充てる)	地方自治法第172条第3項 職員の定数は、条例で定めることとされている。	P15

岡山県後期高齢者医療広域連合条例（平成19年2月専決処分）の概要

議案番号	条例名	趣旨	主な内容	制定根拠	頁
第7号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例	職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定める。	新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。	地方公務員法第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないこととされている。	P18
第8号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	職務に専念する義務の特例について必要な事項を定める。	研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等において、職務の専念義務を免除する。	地方公務員法第35条 職員は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみ従事しなければならないこととされている。	P22
第9号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例	職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定める。	○勤務時間は、週40時間とし、1日の勤務時間は8時間とする。 ○休暇の種類は、年次、病気、特別休暇及び介護休暇とする。	地方公務員法第24条第6項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めることとされている。	P25
第10号	岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例	広域連合議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する必要な事項について定める。	議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員を対象とする。	地方公務員災害補償法第69条及び70条 地方公共団体は、条例で職員以外の地方公務員のうち法律による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていない者に対する補償の制度を設けなければならないこととされている。	P32

岡山県後期高齢者医療広域連合条例（平成19年2月専決処分）の概要

議案番号	条例名	趣旨	主な内容	制定根拠	頁																														
第11号	岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例	特別職の職員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。	<p>○報酬及び費用弁償 次のとおり</p> <p>○報酬</p> <table border="0"> <tr> <td>議会 議長</td> <td>年額 42,000 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>年額 36,000 円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>年額 30,000 円</td> </tr> <tr> <td>広域連合長</td> <td>年額 84,000 円</td> </tr> <tr> <td>副広域連合長</td> <td>年額 72,000 円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>日額 5,000 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 4,000 円</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>識見者</td> <td>年額 36,000 円</td> </tr> <tr> <td>議会選出</td> <td>年額 24,000 円</td> </tr> <tr> <td>公務災害補償等認定委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 5,000 円</td> </tr> <tr> <td>公務災害補償等審査会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 5,000 円</td> </tr> </table>	議会 議長	年額 42,000 円	副議長	年額 36,000 円	議員	年額 30,000 円	広域連合長	年額 84,000 円	副広域連合長	年額 72,000 円	選挙管理委員会		委員長	日額 5,000 円	委員	日額 4,000 円	監査委員		識見者	年額 36,000 円	議会選出	年額 24,000 円	公務災害補償等認定委員会		委員	日額 5,000 円	公務災害補償等審査会		委員	日額 5,000 円	<p>地方自治法第203条第5項 報酬、費用弁償の額並びに支給方法は、条例で定めなければならないこととされている。</p> <p>○費用弁償 費用弁償として旅費を支給する。 旅費の種類 ①鉄道賃、②船賃 ③航空賃、④車賃 ⑤日当 (3,000 円) ⑥宿泊料 (15,000 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有自動車を使用した場合は、①から④は支給しない。 ・ 特別職の職員が議会の定例会若しくは臨時会又は選挙管理委員会、監査の会議に出席したときは車賃を支給する。(公有自動車使用の場合を除く。) ・ 県内旅行は、⑤は支給しない。 	P47
議会 議長	年額 42,000 円																																		
副議長	年額 36,000 円																																		
議員	年額 30,000 円																																		
広域連合長	年額 84,000 円																																		
副広域連合長	年額 72,000 円																																		
選挙管理委員会																																			
委員長	日額 5,000 円																																		
委員	日額 4,000 円																																		
監査委員																																			
識見者	年額 36,000 円																																		
議会選出	年額 24,000 円																																		
公務災害補償等認定委員会																																			
委員	日額 5,000 円																																		
公務災害補償等審査会																																			
委員	日額 5,000 円																																		
第12号	岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例	派遣職員に支給する手当に関して必要な事項を定める。	派遣職員の、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当の支給について規定する。	地方公務員法第24条第6項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めることとされている。	P52																														

岡山県後期高齢者医療広域連合条例（平成19年2月専決処分）の概要

議案番号	条例名	趣旨	主な内容	制定根拠	頁
第13号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例	広域連合職員に支給する旅費について必要な事項を定める。	○旅費の種類 ①鉄道賃、②船賃 ③航空賃、④車賃 ⑤日当、⑥宿泊料 ⑦移転料、⑧着後手当 ⑨扶養親族移転料	地方自治法第204条第3項 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めることとされている。	P56

岡山県後期高齢者医療広域連合条例（平成19年3月制定・一部改正 予定）の概要

議案番号	条例名	趣旨	主な内容	制定根拠	頁
第15号	岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例	定例会の回数について定める。	定例会 毎年2回 (平成19年は、1回)	地方自治法第102条第2項 定例会は、条例で定める回数を招集しなければならないこととされている。	P3
第16号	岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例	行政手続法の規定の趣旨に則り、行政手続に関し必要な事項を定める。	行政手続 ・申請に対する処分 ・不利益処分 ・行政指導 ・届出	行政手続法第46条 地方公共団体は、法が適用されない行政手続について、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。	P5
第17号	岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例	住民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにし、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定める。	行政文書の開示 ・開示請求権 ・開示義務と開示決定、費用負担 救済手続及び諮問機関 ・不服申立てと審査会の答申	地方自治の本旨に則り、規定する。	P15
第18号	岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例	個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定める。	個人情報の適正な取扱いの確保 自己情報の開示 ・開示請求の手続き、費用負担 救済手続	地方自治の本旨に則り、規定する。	P22
第19号	岡山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定める。	任命権者の報告の時期 ・毎年9月末まで 広域連合長の公表の時期 ・毎年12月末まで	地方公務員法第58条の2 任命権者は、地方公共団体の長へ人事行政の運営状況を報告し、長は報告の概要を公表しなければならないこととされている。	P31

岡山県後期高齢者医療広域連合条例（平成19年3月制定・一部改正 予定）の概要

議案番号	条例名	趣旨	主な内容	制定根拠	頁
第20号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例	職員の定年に関して必要な事項を定める。	60歳に達した日以後における最初の3月31日に退職する。	地方公務員法第28条の2 定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めることとされている。	P33
第21号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例	職員の再任用について必要な規定を定める。	退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で採用することができる。65歳までの間再任用の任期の更新を行うことができる。	地方公務員法第28条の4 任命権者は、定年退職した者等を勤続期間等を考慮して、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができることとされている。任期は、条例で定めるところにより、1年を超えない範囲内で更新することができる。任期についてのその末日は、その者が条例で定める年齢に達する日以後における最初の3月31日までの間において条例で定める日以前でなければならないとされている。	P35
第22号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び効果について定める。	広域連合での採用職員に適用する。派遣職員には派遣元の地方公共団体の規定を適用する。	地方公務員法第28条第3項 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、条例で定めなければならないこととされている。	P37
第23号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定める。	広域連合での採用職員に適用する。派遣職員には派遣元の地方公共団体の規定を適用する。	地方公務員法第29条第4項 職員懲戒の手続及び効果は、条例で定めなければならないこととされている。	P39

岡山県後期高齢者医療広域連合条例（平成19年3月制定・一部改正 予定）の概要

議案番号	条例名	趣旨	主な内容	制定根拠	頁
第24号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例	職員の育児休業等に関し必要な事項を定める。	<p>広域連合での採用職員に適用する。派遣職員には派遣元の地方公共団体の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○育児休業をすることができない職員を規定 ○再度の育児休業をすることができる特別の事情を規定 ○育児休業の再度の延長ができることを規定 	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第1条</p> <p>子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項</p> <p>職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業することができる」とされている。</p>	P41
第25号	岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例	広域連合職員の給与に関し必要な事項を定める。	<p>広域連合での採用職員に適用する。派遣職員には派遣元の地方公共団体の規定及び他の規定を適用する。</p> <p>手当の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①扶養手当、②地域手当 ③住居手当、④通勤手当 ⑤単身赴任手当 ⑥時間外勤務手当 ⑦休日勤務手当、⑧管理職手当 ⑨管理職員特別勤務手当 ⑩期末手当、⑪勤勉手当 	<p>地方公務員法第24条第6項</p> <p>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例でこれを定めることとされている。</p>	P45

岡山県後期高齢者医療広域連合条例（平成19年3月制定・一部改正 予定）の概要

議案番号	条例名	趣旨	主な内容	制定根拠	頁
第26号	岡山県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例	財政状況の公表に関し必要な事項を定める。	財政状況の公表は、6月及び12月	地方自治法第243条の3第1項 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないとされている。	P62
第27号	岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関して必要な事項を定める。	○議決を要する契約 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負 ○議決を要する財産の取得及び処分 予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却（土地については、1件5,000平方メートル以上）	地方自治法第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することとされている。 政令で定める基準・・・地方自治法施行令第121条の2	P64
第28号	岡山県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例	財産の交換、譲与、無償貸付け等に関して必要な事項を定める。	○財産の交換 ○財産の譲与又は減額譲渡 ○財産の無償貸付又は減額貸付	地方自治法第238条の5 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができることとされている。	P66
第29号	岡山県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例	財政の健全な運営に資するため、財政調整基金を設置する。	○決算剰余金の積立 ○基金の管理及び運用 ○基金の処分	地方財政法の趣旨に基づき規定する。	P69

岡山県後期高齢者医療広域連合条例（平成19年3月制定・一部改正 予定）の概要

議案番号	条例名	趣旨	主な内容	制定根拠	頁
第30号	岡山県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例	長期継続契約を締結することができる契約について、必要な事項を定める。	<p>○長期継続契約の内容 物品借入契約、その他商慣習上契約期間が複数年となる契約 施設の管理に係る業務委託契約、その他年間を通じて役務の提供を受ける契約</p> <p>○長期継続契約の期間 契約期間は、5年以内</p>	<p>地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17</p> <p>普通地方公共団体は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとされている。</p>	P71
第31号	岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員報酬を定める。	<p>情報公開条例、個人情報保護条例施行にあたり、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬を定める。</p> <p>日額 5,000円</p>	<p>地方自治法第203条第5項 報酬、費用弁償の額並びに支給方法は、条例で定めなければならないこととされている。</p>	P73

(議案第34号)

岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

1. 本案の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項では、「広域連合が設けられた後、速やかに議会の議決を経て広域計画を作成する。」と定められている。また、岡山県後期高齢者医療広域連合規約第5条では、広域計画の記載事項について①後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務に関する事②広域計画の期間及び改訂に関する事を規定している。これにより本案を提出するもの。

2. 本案の内容

(1) 本広域計画は、広域連合と県内全市町村が相互に役割の分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項を定めるものと規定する。 【1. 広域計画の趣旨】

(2) 規約第5条に基づき、広域計画の記載事項を下記のとおり規定する。 【2. 広域計画の項目】

ア 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務に関する事。

イ 広域計画の期間及び改定に関する事。

(3) 広域連合及び市町村が行う事務を規定する。 【3. 広域連合及び市町村が行う事務】

(平成18年度、平成19年度)

平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて必要な準備作業を行う。

(平成20年度以降)

・被保険者資格管理・被保険者資格取得・喪失・異動届出等の受付事務を市町村、資格情報の管理を広域連合が行う。

・保険給付・給付申請等の受付事務を市町村、支給決定・給付実績管理を広域連合が行う。

・保険料賦課徴収・保険料の普通徴収、滞納整理を市町村、保険料の賦課を広域連合が行う。

・その他・制度に関する住民からの相談や苦情の対応は、市町村と広域連合が緊密に連携して行う。

(4) 広域計画の期間は、平成22年度までの5年間とする。 【4. 広域計画の期間】

3. 施行期日 公布の日より施行する。